

第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）を策定

第5期までの事業実績を踏まえ、今後3年間の見込みを推計し、事業計画を策定しました。この計画策定には、白石市医師会・白石歯科医師会・介護事業者などの専門の方たちと、公募した市民の代表の人で構成する「第6期介護保険事業計画策定委員会」を開催し、皆さんの意見をうかがいました。

本計画では、平成37年に向けて高齢者数の増加する中、「高齢者の方が地域で自分らしい生活を安心しておくれるまち」を基本理念として、複数の居宅サービスや訪問看護（医療）サービスを提供する看護小規模多機能型居宅介護の施設整備の新設を見込んでいます。また、現在1カ所の地域包括支援センターに、新たにサブセンターを設置。市内地域を9圏域に分けて地区分担することで、地域に根ざした地域包括支援センター事業の実施や、高齢になっても互いに支え合い元気に暮らしていくために介護予防事業に市民の皆さんと取り組みます。

●人口などの見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口	36,173人	35,889人	35,612人
高齢者数（65歳以上）	10,964人	11,089人	11,171人
高齢化率	30.3%	30.9%	31.4%
要介護・要支援認定者数	2,191人	2,223人	2,274人

●費用の見込み

単位：万円

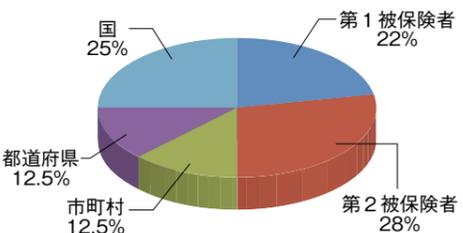
	第5期計画	第6期計画	増加額
	平成24～26年度	平成27～29年度	
介護保険給付費 在宅サービス（訪問ヘルプ、デイサービス、福祉用具など）	382,535	437,333	54,798
施設系 （介護保険施設入所費用）	381,658	383,124	1,466
居住系（有料老人ホーム、グループホームなど）	91,564	95,015	3,451
その他（高額介護サービス費、審査支払手数料など）	58,149	65,109	6,960
合計	913,906	980,581	66,675
地域支援事業費 すべての高齢者を対象に市が行う事業（各種教室など）	20,000	52,221	32,221
総合計	933,906	1,032,802	98,896

※約9億8,900万円の増加見込み

平成27～29年度の介護保険料額（65歳以上）が決定

所得段階	対象者	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5	2,550円	30,600円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を越え120万円以下の方	基準額×0.75	3,825円	45,900円
第3段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	3,825円	45,900円
第4段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	4,590円	55,000円
第5段階	・世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	5,100円	61,200円
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	6,120円	73,400円
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.3	6,630円	79,500円
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.5	7,650円	91,800円
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	基準額×1.7	8,670円	104,000円

第6期介護保険事業計画期間の介護保険サービスにかかる費用は、半分が公費、残りの半分は皆さんが納める保険料を財源としています。



65歳以上の第1号被保険者の負担は、介護給付費の22%、40～64歳までの第2号被保険者の負担は28%で、加入している医療保険と一緒に納付します。65歳以上（第1号被保険者）の方が納める保険料は左の表のとおりで、「基準額」をもとに、所得や課税状況に応じて段階的に設定しています。本計画では「基準額」は「月額5,100円」に決定しました。

☎長寿課 ☎22-1361

第1号被保険者の介護保険料は、前年の所得等に基づいて決まりますが、前年の所得等が確定するのは6月以降です。7月上旬に、平成27年度の保険料の決定通知書を、税務課から送付します。

☎税務課 ☎22-1331

介護保険制度が変わります！



平成12年度から始まった介護保険制度は、3年に一度、見直しが行われています。本年度は制度改正の年。サービス内容や介護保険料、本市の介護保険事業計画など、4月以降さまざまな点で改正されます。詳しくは広報しろいし4月号と一緒に配布するチラシをご覧ください。

☎長寿課 ☎22-1361

▲「オレンジカフェ」で座談会などをする参加者たち

介護保険制度の改正点 4月からの改正点

- ・介護報酬が改定されました
介護報酬（介護保険サービスにかかる費用）が改定されました。そのため、サービスを利用したときの利用料も変わりました。
- ・介護保険料が変わりました
平成27～29年度の介護保険料が決まりました。
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護3以上の方となりました。ただし、要介護1・2の方でもやむを得ない事由があると認められた場合には、特例で入所申し込みができます。
- ・要支援1・2の方が利用できるサービスが一部変更になりました
- ・要支援1・2の方が利用できる介護予防サービスのうち、「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」が、市が行う「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行します。
- ※「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象は、要介護認定で要支援1・2と判定されました

た方のほか、基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方です。

8月からの改正点

所得が一定以上ある方は利用者負担が2割になります

要件	利用者負担	
合計所得が160万円未満の方	1割	
合計所得が160万円以上の方	同一世帯の第1号被保険者（65歳以上の方）の年金収入+その他の合計所得が単身世帯で280万円未満の方、2人以上の世帯で346万円未満の方	1割
	上記以外の方	2割

※「その他の合計所得」とは、給与収入や事業収入から給与所得や必要経費を控除した金額です。

- ・低所得の施設利用者が受けられる食費・居住費の補助の適用条件などが変わります
- ・住民税非課税世帯であっても、世帯分離している配偶者が課税されている場合や預貯金などが一定額を超える場合などは、食費・居住費の補助は受けられません。施設サービス利用時の多床室居住費の改定に伴い、自己負担額も変わります。
- ・「高額介護サービス費等」の上限額が一部変わります
同じ月に利用した介護保険の利用者負担額が一定額を超えた時に支給される「高額介護サービス費等」の限度額が、同一世帯内の第1号被保険者（65歳以上の方）に現役並み所得相当の方がいる場合に限り、その世帯の負担の限度額が44,000円に引き上げられます。
- ※「現役並み所得者」は、同一世帯に課税所得145万円以上、第1号被保険者がいて、その人の収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方のことです。
- ・「高額医療・高額介護合算」制度の限度額が変わります
平成27年8月の計算期間の分から変更されます（70歳未満の方のみ変更）。